

## 知事コメント

### (K-8 護岸を利用した土砂の陸揚げ作業について)

本日、普天間飛行場代替施設建設事業に係る名護市辺野古の工事現場に派遣した職員から、K-8 護岸を利用した辺野古埋立のための土砂の陸揚げ作業が行われたことを確認したとの報告を受けました。

埋立承認の取消理由の一つでもある、K-9 護岸での海上搬入に加え、K-8 護岸においても、当初の計画にはない係船機能を勝手に追加し、周辺環境への影響を顧みることなく、海上搬入や土砂の陸揚げ作業を強行したことは、暴挙以外の何ものでもなく、許されるものではありません。

公有水面埋立法による埋立承認に関する事務は、法定受託事務であり、地方公共団体の事務となるものです。

したがって、同法の解釈及び運用に係る権限と責任は、都道府県知事にありますが、沖縄防衛局は、自らを私人と同様の立場にあると主張し、行政不服審査制度を濫用する一方で、都合の良い見解に基づき法令等の解釈を行い、県の正当な権限行使を妨げており、法令遵守の意識を欠いているものと疑わざるを得ません。

そもそも、県が行った埋立承認取消しに対して、沖縄防衛局が審査請求を行ったことは違法であり、これを受けて国土交通大臣が行った裁決もまた、違法で無効なものであります。

このことから、県は、裁決の取消しを求めて、去る4月22日に国地方係争処理委員会に審査を申し出ているところであり、現時点において、本件裁決に係る法的な判断が何ら示されていないにもかかわらず、政府が、違法な工事を継続していることは、到底看過できるものではありません。

また、普天間飛行場の辺野古移設に反対という民意は、知事選挙など、これまでの一連の選挙でも明確に示されてきましたが、県民投票によって、県民の辺野古埋立てに反対する揺るぎない民

意が示されたことは、極めて重要な意義があります。

県としては、違法無効な本件裁決を根拠として埋立工事を行うことは断じて容認することができないことから、沖縄防衛局に対し、工事を中止するよう強く求める行政指導文書を、速やかに発出する考えです。

私は、多くの県民の負託を受けた知事として、ぶれることなく、辺野古新基地建設に反対するという民意に添い、その強い思いに全身全霊で応えてまいります。

県民・国民の皆様からも、一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和元年6月11日

沖縄県知事 玉城 デニー